

1. 営利事業者が取次販売店または得意先の旅行招待費用を申告する際の注意事項
(財政部南区国税局－2013/9/23)
2. 営業担当者の個人所有の車両を営業業務で使用した場合のガソリン代の損金算入問題について(財政部北区国税局－2013/9/18)
3. 外貨収入証明書類または輸出取引証明書類がある取引が、必ずしも営業税のゼロ税率適用対象とは限らないことへの注意(財政部高雄国税局－2013/9/25)
4. 営利事業者において国外で発生する貸倒損失の認定原則(財政部中区国税局－2013/9/27)
5. 営利事業が外国籍従業員の代わりに各種税金を支払に関する課税規定(財政部高雄国税局－2013/10/2)
6. 営利事業が交際性質の食事費用及び贈り物などを支払う場合、交際費として計上し、並びに限度額を計算する(財政部高雄国税局－2013/10/8)
7. 営業人は違約金もしくは賠償金を受取る場合、法規定に基づき統一發票を発行する
(財政部財政部北区国税局－2013/10/8)

公表元	財政部南区国税局
テーマ	営利事業者が取次販売店または得意先の旅行招待費用を申告する際の注意事項
公表内容	<p>財政部北区国税局によると、営利事業者が取次販売店または得意先と一定の販売数量または金額の達成を条件として、国内・海外旅行に招待することを約定する場合、当該旅行費用の処理について、2013年1月1日以降「その他費用」に計上し、法律に従い源泉徴収免除証を発行しなければならない。</p> <p>同局は、営利事業者が取次販売店または業務上の得意先を国内・海外の観光旅行に招待する際に支払った費用の性質は、インセンティブに類似した販売費用であり、交際費には該当しないとした。また、「交際費」とは、業務開拓にあたっての良好な業務上の関係を築くためのもので、営業収入と直接的な因果関係がないものであるとしている。</p> <p>当局はさらに、財政部の2012年10月31日台财税字第10100105170号令の解釈通達に基づいて説明し、当該解釈通達では、営利事業者が取次販売店または得意先と一定の販売数量または金額の達成を条件として、国内・海外旅行に招待することを約定する場合、当該旅行費用の処理について、商業上の慣習に従い、事実が忠実に反映されるよう、2013年1月1日以降「その他費用」に計上し、所得税法第37条(交際費の損金算入限度額の規定)による制限を受けないとさ</p>

	<p>れている。</p> <p>当局は、営利事業者は上記のように約定した販売数量または金額が達成され、取次販売店または得意先を国内・海外旅行に招待する費用がある場合、その他費用として正確に申告するほか、所得税法第 89 条第 3 項の規定に従い主管徴税機関に源泉徴収申告をすると共に、源泉徴収免除証を発行し招待を受けた取次販売店または得意先に渡さなければならず、また、招待を受けた取次販売店または得意先は、「その他収入」または「その他所得」として営利事業所得額または個人総合所得額に算入・申告し、所得税の課徴を受けなければならないと呼びかけている。</p>
公表日	2013/9/23

公表元	財政部北区国税局
テーマ	営業担当者の個人所有の車両を営業業務で使用した場合のガソリン代の損金算入問題について
公表内容	<p>財政部北区国税局によると、財政部1986年4月22日台財税第7523491号解釈通達で、営利事業者が業務上の必要性から、営業担当者となる従業員と個人所有の自動車で営業を行う旨の契約を結ぶ場合、営利事業者がガソリン代、修繕費、駐車代、高速料金等を補填すると約定したものについては、当該契約及び関係する原始証憑をもって販売費及び一般管理費として計上することができ、当該営業担当者の給与所得としなくてよい。但し、当該車両に係るナンバープレート使用税、保険料と減価償却費は含まれない。</p> <p>当局が、ある会社の2011年度の所得税確定申告を調査した際の事例では、当該企業が従業員の個人所有車両のナンバープレート使用税と保険料を申告していたのが発見された。その後、会社が従業員とナンバープレート使用税と保険料を補填する旨の契約書を結んでいたといえども、前掲の解釈通達の規定に合致しないとして、同局から8万余元の追徴課税を命じられた。</p> <p>当局は、営利事業者が従業員の個人所有車両で会社の業務を行ったことにより発生した費用を申告する際は、税法及び関連規定に注意して、規定に合致しないことを理由に追徴課税されることがないように注意を呼びかけている。上記内容について不明なところがある場合は、当局のフリーダイヤル0800-000321まで問</p>

	い合わせれば、当局から詳細な相談を受けることができる。もしくは、当局ウェブサイト(http://www.ntbna.gov.tw)にて法令の検索が可能である。
公表日	2013/9/18

公表元	財政部高雄国税局
テーマ	外貨収入証明書類または輸出取引証明書類がある取引が、必ずしも営業税のゼロ税率適用対象とは限らないことへの注意
公表内容	<p>財政部高雄国税局によると、ここ最近輸出貿易が増え、外貨取引証明書類がある取引であれば全てゼロ税率が適用される取引であると誤解する業者が増えている。最近、ある輸出企業が、関連規定を知らずに誤って国外から受け取った外貨建て売上を、全額通関申告を要しないゼロ税率適用の売上として取り扱い、税額の還付申請までしたが、その後の国税局の調査で700万余元の追徴課税をされた。</p> <p>当局の説明によると、「ゼロ」税率の適用範囲について、各国の法令の多くが対象を輸出または輸出に類する貨物や役務に限定しており、台湾の「ゼロ」税率の適用対象と範囲については、付加価値型及び非付加価値型営業税法(以下、「営業税法」)第7条において明確に規定されている。また、「ゼロ」税率の意味は、業者が貨物を販売または役務を提供する際に適用される税率がゼロで、それに係る仕入税額が全額還付可能となり、営業税を負担する必要がないということである。これにより、一部の業者が通常ではない方法を使って脱税を図るケースが見られる。例えば、輸出価格の過大申告または架空の輸出取引資料で輸出売上の水増しする、架空の統一発票を仕入証憑として取得して仕入税額の虚偽申告し徴税機関から営業税の還付を受け利益を不正に得る、国内販売の際に発行すべき統一発票を不正に発行しないなどの方法である。不正な脱税を防ぐために、同局は既に特別チームを結成し、調査を積極的に展開している。</p> <p>さらに当局の説明では、取引方法の多様化に伴い、国内業者がコスト削減のために事業を台湾から海外へ移しており、その事業方式は主に2つある。1つは、仕入原材料を輸出して加工委託する方法で、もう1つは、海外で原材料を仕入れて直接現地で生産する方法である。この2つの事業方式へのゼロ税率の適</p>

	<p>用可否について、当局は税法の規定により以下のように解説している。</p> <p>まず、営業者が加工目的で貨物を国外に輸出する場合、第一に税関が発行した輸出申告書に記載された価格によってゼロ税率の適用申請を行い、第二に加工完成後に第三国の買い手に輸送する際、取引関連証明書類に基づき取引総額から当初の申告金額を差し引いた後の差額部分について、ゼロ税率の適用可否についての認定を受けなければならない。この他、もし最初の出港地点及び引渡地点が共に国外にあり、コミッション収入を計上し、営業税申告時に受取金額と支払金額の差額をコミッション収入として計上する場合はゼロ税率を適用できる。また、仕入・売上を計上する場合は営業税の課税範囲の対象外となる。</p> <p>次に、営業者が海外で原材料を仕入れて直接現地で生産する場合、その仕入・販売取引がすべて中華民国国外で行われ、かつ、会計処理について全額仕入・販売で計上するのであれば、その海外仕入原材料を投入して生産したものによる売上高は本国営業税の課税対象とされず、営業税法第7条第1号の適用可否の問題もないことになる。</p> <p>当局は、もし上記のような取引がある場合、本国営業税の課税対象に該当しない取引となるため、外貨収入証明書類がある取引であればすぐに「ゼロ」税率の適用対象となると誤解しないよう、営業者に対し特別に注意喚起している。当局はまた、罰金を課されないよう、営業者は自ら納付漏れの税額の追納をすると共に、所轄支局、徴税所で申告、追納の手続を取るよう呼びかけている。</p>
公表日	2013/9/25

公表元	財政部中区国税局
テーマ	営利事業者において国外で発生する貸倒損失の認定原則
公表内容	<p>財政部中区国税局によると、営利事業者の国外売掛金、受取手形及び各債権について、債権者の倒産、逃亡により、債権の一部または全部を回収できない場合、実際に発生した貸倒損失とみなすが、債務者の所在地の主管機関より発行された債務者の倒産、逃亡以前の登記営業所在地に係る証明文書を取得し、さらに台湾の外国駐在大使・領事館、商務代表または外国貿易機構による事実検証を受ける必要がある。債務者が中国大陸に所在している場合、上記の証明資</p>

	<p>料は行政院大陸委員会の委託を受けた台湾地区と大陸地区との人民往来関連事務を行う機構または団体による検証を受け、これにより貸倒損失を計上する。</p> <p>当局はさらに以下のように説明する。仮に經濟部より駐在している外国駐在所がある場合、営利事業者は当該外国駐在所の商務組から債務者の倒産、逃亡以前の確実な営業所在地に関する回答文書入手し、「債務者の倒産、逃亡以前の確実な営業所在地」の証明資料とすることができる。但し、当該証明は税務機関に債務者の倒産または逃亡の事実を証明するためのものであり、外国駐在所より貸倒損失の証明を提出するという事にはならない。</p>
公表日	2013/9/27

公表元	財政部高雄国税局
テーマ	営利事業者が外国籍従業員の代わりに各種税金を支払う場合に関する課税規定
公表内容	<p>財政部高雄国税局によると、営利事業者が外国籍従業員の代わりに、税法規定により当該従業員（納税義務人）の台湾の所得税またはその他税金を支払う場合において、もし雇用契約またはその他証明資料により当該従業員の役務提供の報酬の一部とすることを約定し、かつ営利事業者が給与所得として源泉徴収し、また申告していれば、給与として費用を計上することができる。但し、営利事業者が外国籍従業員の代わりに支払った各種税金が、雇用契約またはその他証明資料による当該従業員の役務提供の報酬の一部に該当しない場合、営利事業者の費用に計上してはならない。この代納した税金は、外国籍従業員が営利事業者から得た贈与となり、所得税法第14条第1項第10類で規定する、その他所得に該当し、法規に基づき当該外国籍従業員の所得税の課税対象となる。</p> <p>国税局は、営利事業は上記の外国籍従業員の代わりに支払った税金がある場合、約定により役務報酬に該当する場合は給与として費用計上できるが、もし役務報酬に該当しない場合は外国籍従業員のその他所得に該当し、かつ営利事業者の費用に計上してはならないので、その規定の違いに注意するよう指摘している。</p>
公表日	2013/10/2

公表元	財政部高雄国税局
テーマ	営利事業者は接待等に係る食事代や贈答費用などを支払う場合、交際費として計上し、また限度額を計算しなければならない
公表内容	<p>財政部高雄国税局岡山稽徴所によると、営利事業者が業務開拓のために支払った接待等に係る食事代や贈答費用などは、支払時に「交際費」の科目をもって計上し、かつ税法規定により限度額を計算しなければならず、「その他費用」として計上してはならない。</p> <p>当局はさらに、以下のように説明している。2011年度の営利事業所得税確定申告案件を審査する際、ある営利事業者が得意先との食事や中秋節、春節の巨額の贈答に関する支出について、当該会社の交際費は法規定の限度額をすでに超過していたため、その超過した金額をその他費用に計上していることを発見した。これは交際費の限度額に関する規定を回避するものであるため、国税局は当該その他費用を交際費に振替え、限度額超過部分を否認し、税金を追徴するとともに利息を徴収した。</p>
公表日	2013/10/8

公表元	財政部財政部北区国税局
テーマ	営業人が違約金又は賠償金を受取る場合、法規定に従い統一発票を発行するか否かについて
公表内容	<p>財政部北区国税局によると、付加価値型及び非付加価値型営業税法(以下、「営業税法」)第1条及び第16条の規定により、中華民国国内での貨物販売、役務提供及び貨物輸入には、全て法の規定に従い、営業税を納付しなければならない。売上額は営業人の貨物販売または役務提供から受取った全ての対価であり、営業人の貨物または役務の取得にかかる一切の費用を含む。</p> <p>当局の説明によると、営業人が受取った賠償金または違約金の収入につき統一発票を発行し営業税を納付するか否かは、当該収入が貨物販売もしくは役務提供から生じたか否かによる。仮に貨物販売または役務提供から生じた収入であるならば、全て規定により統一発票を発行し、営業税を納付申告すべきである。一方、貨物販売または役務提供から生じた収入ではない場合、営業税の課税範</p>

	<p>囲には該当しない。</p> <p>当局は以下の例で説明する。営業人甲が貨物販売で、買受人乙の代金支払遅延により追加で受取った違約金は、営業税法第16条に定めた販売額の範囲に該当し、営業人甲は規定により統一発票を発行し、営業税を納付すべきである。一方、営業人甲が契約の規定時間内に貨物を買受人乙の指定した場所に輸送していないことを原因として、営業人甲が買受人乙に支払った賠償金は、営業税の課税範囲に該当せず、買受人乙は営業人甲に対し統一発票を発行する必要はない。</p>
公表日	2013/10/8

EY 安永

Assurance アシュアランス | Tax 税務 | Transactions トランザクション | Advisory アドバイザリー

EY について

EY は、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い世界の構築に貢献します。

EY とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、www.ey.com をご覧ください。

© 2013 Ernst & Young, Taiwan

All Rights Reserved.

APAC no. 14001002

本資料は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.ey.com/taiwan